

中曾根政治の根本的的理念に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十月十四日

秦

豊

参議院議長木村睦男殿

## 中曾根政治の根本的的理念に関する質問主意書

中曾根総理は、去る七月二十七日、軽井沢で行われた自民党セミナーで、教育改革、防衛、靖国神社、アイデンティティなど、中曾根政治の根本的的理念に触れる特別講演をされた。

そこで、以下、その内容に関して具体的に質問する。

一 中曾根総理は、その講演の中で、「日本としてのアイデンティティ」や「国家のアイデンティティ」、あるいは「日本のアイデンティティ」などと多用されているが、この場合、総理の認識の中では、「アイデンティティ」には、どのような意味がこめられているのか。

二 一般には、「自己同一性」が「アイデンティティ」とされているが、総理の言われる「国家のアイデンティティ」は、「国家としての独自性」とか、「国家としての歴史的連續性」を意味するのか。あるいは、単に「国家らしさ」、「日本らしさ」に近い表現なのか。

三 中曾根總理が、「國家のアイデンティティ」とか「日本のアイデンティティ」とか言われる場合、その根底には、總理としてのどのような国家像が踏まえられているのか。

この際、中曾根總理の「あるべき国家像」について伺つておきたい。

四 總理の認識の中では、わが国は、経済を第一義とするよりは、「政治國家」あるいは「國際國家」への変革をめざすべきだとお考えか。

五 總理は、先の特別講演の中で、「われわれは國際國家日本へ急速前進しなければならない。と同時に大事なことは日本としてのアイデンティティをもう一遍確立することである。」と述べておられる。

「日本としてのアイデンティティをもう一遍確立する。」とは、どういうことなのか。

六 總理はまた、「アイデンティティ」に関する展開の中で、「日本には戦前に皇國史觀があり、敗戦後には太平洋戰爭史觀が出て來た。いわゆる東京裁判史觀。この裁判については、終局的

な判定を歴史がするだらう。裁かれるに値いすることもなくなつた。しかし、そのとき出て来たのは、日本は何でも悪いんだ、ややもすると自虐的思潮であり、これは今も残つてゐる。」

「いま戦後四十年、天皇陛下在位六十年になつて、もう一度日本のアイデンティティを。いままでいろんな思想が外国から入つてきたが、それらを全部澄まして、これだというものを作るときについた。」と言われる。

中曾根総理の言われる「東京裁判については終局的な判定は歴史がする。裁かれるに値いする」ともくなはなかつた。」とは、戦争に対する反省は、さほど痛切ではないと言うことか。

七 「いろんな思想を全部澄まして、これだといふものを作ることについた。」とする表現には、どんな意味がこめられているのか。

八 総理は、戦後民主主義四十年の足跡については、どのような評価を下されるのか。つまり、

何を肯定され、何を否定されるのか。

九 総理は、わが国の風潮について、個人主義からの脱却と民族主義高揚の必要性を感じておられるのか。

十 中曾根総理のいわゆる戦後政治の総決算路線にとつては、教育改革による国民の意識変革、防衛問題におけるタブーへの挑戦、靖国神社への公式参拝等はすべて一体のもの、相互に関連する重要な政治課題ではないのか。

十一 総理は、過般の訪欧に先立つて、フランス人記者に対し、「私はかつてゴーリストといわれたことがある。」と述べておられるが、「ドゴール主義」についてはどのように認識しておられるのか。

十二 総理のブレーンと目されている臨時行政改革推進審議会の瀬島龍三氏は、かつて「行革審は将来の国家原理を決めるという重要な役割を担っていた。」と発言されたが、中曾根政治も、

全体としてめざすところは、新国家像、新国家主義ともいうべき方向ではないのか。  
右質問する。